

専用水道施設でのPFOS及びPFOAの検出について

1 概要

令和8年4月1日から水道法の水道基準に関する省令の一部改正によりペルフルオロオクタンスルホン酸（以下PFOSという。）及びペルフルオロオクタン酸（以下PFOAという。）に係る基準が追加されます。この施行に先立ち環境省から、専用水道の設置者が自主検査を行い、市に報告するよう通知がありました。

これを受けて、令和7年5月9日に呉市保健所から対象となる9施設に自主検査を依頼していたところ、1施設（郷原町）から暫定目標値（ $0.00005\text{mg/L} = 50\text{ng/L}$ ）の超過が確認されました。

2 施設調査概要

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 施設の種類 | 深井戸（110m） |
| (2) 使用状況 | 飲食、風呂、トイレ等 |
| (3) 検査結果 | 160ng/L（PFOS及びPFOAの和） |

3 対応状況

- (1) 施設管理者は飲食への使用を停止し、他の水道水源への切り替え、又は該当物質の除去を行う設備を新たに設けるなどの対策を講じます。
- (2) 除去装置を設置して井戸水を利用する場合は、再度自主検査で暫定目標値以下となることを確認して使用します。

4 環境調査

施設周辺の井戸や河川等については、環境調査（環境部による）を行い、調査結果が判明後、公表します。

5 健康相談

暫定目標値（50ng/L）は、50kgの人が水を生涯にわたり毎日2リットル飲用しても健康に悪影響を与えない値として環境省が設定しています。施設の状況から利用者の健康に直ちに影響が出る可能性は低いと考えられますが、不安に思われる方の相談を、東西保健センター及び各保健出張所でお受けします。

※ 専用水道：自家用水源をもち利用人数が100人超、又は給水量20m³超のもの

※ 水道水（呉市上下水道局の管理）については、定期的にPFOS及びPFOAの検査を行っており、令和7年6月まで目標値に適合しています。（呉市上下水道局のホームページに公表）